

道路・河川事業	土木部道路企画課 電話:457-2375
---------	-------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	10,817,157	194,040	885,500	0	9,737,617

※関連課 土木部道路保全課（電話:457-2425）、土木部河川課（電話:457-2451）

目的	道路・河川の老朽化対策、適正な維持管理、近年頻発化する自然災害への対策や、道路ネットワークの整備を実施することにより、防災・減災、国土強靱化を強力に推進するとともに、市民の安全・安心・快適な生活基盤づくりを進める。					
背景	・国直轄青崩峠道路事業の完了に向けて、浜松市が担当する三遠南信自動車道現道改良区間の各工区において道路整備を進める必要がある。 ・近い将来、一斉に更新時期を迎える多数のインフラ施設を適正に管理し、持続可能な都市形成を図るため、着実な道路・河川の整備・修繕が必要である。					
事業内容	国補助金内示にかかる事業費の追加及び債務負担行為の設定を行う。 1 道路事業 352,800 千円（債務 9,933,791 千円） （1）三遠南信自動車関連整備事業 352,800 千円（債務 2,422,200 千円） 国道 152 号（池島・大原区間）の整備 ・第 1-4 工区、1-5 工区道路改良工事 190,100 千円（債務 1,454,900 千円） ・（仮称）7 号橋 A1 取合工事 36,000 千円（債務 214,000 千円）等 （2）その他 0 千円（債務 7,511,591 千円） ・道路維持修繕事業 0 千円（債務 4,421,010 千円） ・交通安全施設等整備修繕事業 0 千円（債務 564,581 千円） ・道路新設改良事業 0 千円（債務 554,000 千円） ・舗装長寿命化修繕事業 0 千円（債務 526,000 千円） ・橋りょう耐震補強事業 0 千円（債務 316,100 千円） ・国県道整備事業 0 千円（債務 242,500 千円）等 2 河川事業 240,500 千円（債務 290,066 千円） （1）天竜区船明地区及び山東地区浸水対策事業 240,500 千円 令和 7 年 8 月 16 日の大雨による浸水被害地区の改良工事及び設計 （2）その他 0 千円（債務 290,066 千円） ・市内 4 か所の河川改良業務委託費 0 千円（債務 61,000 千円） ・河川排水路修繕事業 0 千円（債務 229,066 千円） 					

大堀川左岸エリア
（上臈塚地区）

三遠南信自動車道関連整備事業

土木部道路企画課

電話：457-2375

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	2,775,000	194,040	142,500	0	2,438,460

※債務負担行為 事項：国道152号（池島・大原区間）改良工事費

期間：令和10年度まで 限度額：2,422,200千円

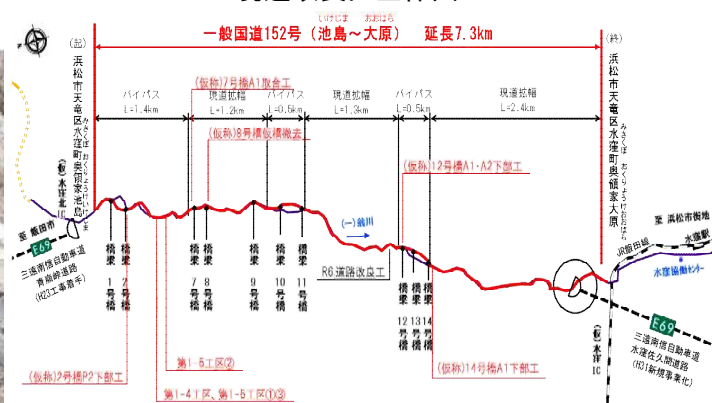
目的	三遠南信地域への高速サービスの提供、災害に強い道路網の構築により、地域医療サービスの向上等、安全で快適な生活環境を確保するとともに、三遠南信地域間の交流促進や連携強化による地域の活性化を目指す。		
背景	国直轄青崩峠道路事業の完了に向けて、浜松市が担当する三遠南信自動車道現道改良区間の各工区において道路整備を進める必要がある。		
事業内容	三遠南信自動車道関連整備事業費の追加及び債務負担行為の設定を行う。		
	1 三遠南信自動車道整備事業 352,800千円（債務2,422,200千円） 現道改良区間（国道152号（池島・大原区間））の整備		
	(単位：千円)		
	工区	内容	補正額
	(仮称)2号橋P2下部工	橋梁下部工	28,800
	第1-4工区、第1-5工区	道路改良工 (補強土壁基礎工)	190,100
	(仮称)7号橋A1取合工	道路改良工 (補強土壁工)	36,000
	(仮称)8号橋仮橋撤去	橋梁撤去工	33,100
	(仮称)12号橋A1・A2下部工	橋梁下部工	36,000
	(仮称)14号橋A1下部工	橋梁下部工	28,800
	合計		352,800
		債務負担行為限度額	2,422,200

<工事の状況>

(仮称)7号橋工事



現道改良区全体図



天竜区船明地区及び山東地区浸水対策事業

土木部河川課
電話:457-2451

(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	240,500	0	69,000	0	171,500

※河川改良事業 単独事業

目的	自然災害への対策を実施することにより、防災・減災、国土強靱化を強力に推進するとともに、市民の安全・安心・快適な生活基盤づくりを進める。
背景	・令和7年8月の大雨により天竜区船明地区及び山東地区で浸水被害が発生した。 ・度重なる浸水被害が発生した箇所において、今後も気候変動により豪雨の頻発化、甚大化が予想されるため、早期に被害の軽減を図る必要がある。
事業内容	令和7年8月の大雨により発生した浸水被害を踏まえ、河川・排水路の浸水対策等に要する経費を追加する。 1 大堀川（上流工区）改良工事 62,500 千円 大堀川の排水能力を増強するための河川改修工事 2 令和7年8月の大雨関連 178,000 千円 (1) 緊急対策 65,000 千円 ・緊急排水施設設置工事等 50,000 千円 ・浸水警告装置設置工事（3 か所） 8,000 千円 ・船明8号排水路河床掘削工事 7,000 千円 (2) 恒久対策 113,000 千円 ・流域浸水対策検討業務 90,000 千円 ・山東17号排水路基本設計業務 15,000 千円 ・山東50号排水路基本設計業務 8,000 千円

<浸水被害の様子>

国道152号（船明地区上臈塚付近）



大堀川上流エリア（天竜学校給食センター南）



津波避難タワー日除け対策事業

危機管理監危機管理課
電話:457-2537

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
消防費	安全・安心・ 快適	6,426	3,213	2,400	0	813

※事項：津波避難タワー日除け対策工事設計業務委託費 期間：令和8年度まで

目的	津波避難タワーに日除け対策の工作物を設置し、避難者の熱中症を予防する。
背景	・令和7年7月カムチャツカ半島付近を震源とする地震発生の際、気象庁より本市沿岸部を含む地域に対し津波警報が発表され、本市は避難対象地域にレベル4避難指示を発令した。 ・開設した緊急避難場所では、津波警報解除まで9時間程度要し、避難が夏場の気温の高い昼間であったため熱中症が懸念された。
事業内容	津波避難タワーにおける日除け対策の工作物の設置に係る設計を実施する。 1 設計業務委託費 6,426千円（債務負担行為） 津波避難タワーの屋上に開閉式の日除けを設置するための改修工事設計業務 2 対象施設 津波避難タワー全9基（屋上面積 150㎡：6基、100㎡：3基） 3 スケジュール ・令和8年1月～2月：契約 ・令和8年7月頃：設計完了

津波避難タワー（中央区三新町）



開閉式日除け（施エイメージ）



市内企業からの寄附金を活用したひとり親家庭等 に対する子育て支援事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
---------------------------------------	-----------------------------

(単位：千円)

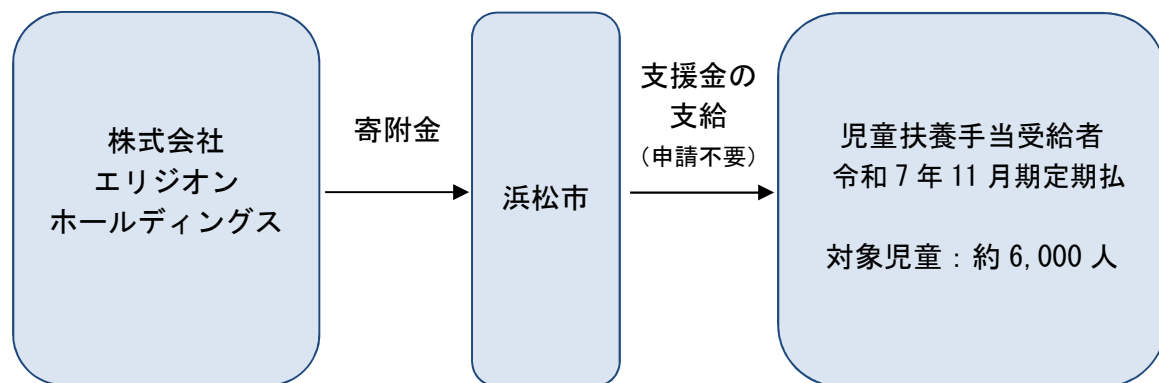
予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	300,000	0	0	300,000	0

※ひとり親家庭等自立支援手当支給事業、子どもの未来応援基金積立金の合計

※財源（その他）一般寄附金

目的	市内企業からの寄附金を活用し、低所得のひとり親世帯等に対する生活支援のための支援金を支給する。
背景	物価高騰の影響により経済的に厳しい家庭が増えている中、市内企業から将来があるこどもたちに援助をしたいとの寄附申出があった。
事業内容	1 ひとり親家庭等自立支援手当支給事業 300,000 千円 (1) 支給対象者及び対象者数 児童扶養手当（令和7年11月定期払）の支給対象児童：約6,000人 (2) 支給額 支給対象児童1人につき5万円（プッシュ型で支給） (3) 寄附者及び寄附額 株式会社エリジオンホールディングス（浜松市中央区） 3億円 (4) 支給時期 令和7年12月 2 9月補正計上のひとり親家庭等自立支援手当支給事業（市単独分）について (1) 給付費の減額 △93,000 千円 (2) 子どもの未来応援基金への積立 93,000 千円 後年度の子育て支援施策に活用

<事業スキーム>



給食配膳室空調設備設置事業

学校教育部健康安全課
電話:457-2422

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	こども・教育	26,610	0	0	0	26,610

※事項：給食配膳室熱中症対策用スポットクーラー購入経費 期間：令和8年度まで

目的	配膳室にスポットクーラーを設置し、学校給食の調理に適した衛生環境及び労働環境を確保する。					
背景	・学校給食衛生管理基準において、調理場（調理室・配膳室・下処理室）の温度は25℃以下、湿度は80%以下に保つよう努めることが規定されている。 ・市内小中学校のうち自校で調理する101校について、調理室は全て空調設備が設置されているが、配膳室には82校が未設置であり、夏季は基準を満たしていないため、熱中症対策の強化が必要である。					
事業内容	従事者の熱中症を防止し、食の安全性を確保するため、スポットクーラーを設置する。 1 対象校 配膳室に空調未設置の82校（小学校55校、中学校27校） 各1台 2 スケジュール 令和8年5月 スポットクーラー設置完了 3 スポットクーラーの例 ・寸法 幅39cm、奥行43cm、高さ99cm（ダクト含まず） ・重量 32kg ・方式 衛生管理上窓の開放ができないため 屋外への排熱が不要な気化式を採用					



＜配膳室の例＞

配膳室とは、米飯やパン、牛乳をクラスごとに仕分ける作業を行う部屋である。また、調理された給食を、児童生徒に配るまでの間、一時的に保管する場所でもある。



米飯提供方式の変更

学校教育部健康安全課
電話:457-2422

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	こども・教育	2,762	0	0	0	2,762

※小学校給食事業、中学校給食事業の合計

目的	小中学校における米飯提供方式を、個人別方式（アルミパック米飯）からクラス別方式（飯缶）に移行し、1食あたりのエネルギー量増加を図る。
背景	・現在、旧浜松市や旧舞阪町、浜北及び天竜学校給食センター管内の学校115校（小学校75校、中学校40校）において個人別方式で米飯を提供している。 ・個人別方式ではアルミパック容器を含めた価格設定であるため、クラス別方式に切り替えることで、米飯のコスト低減（小学校：約37円/食、中学校：約27円/食）が図られる。
事業内容	小中学校での食器保管場所等を考慮して選定した7校において、令和8年度から米飯提供方式を変更するために必要な食器等を購入する。 1 対象校 小学校4校（竜禅寺、河輪、砂丘、村櫛）、中学校3校（東陽、都田、舞阪） 2 変更食数 約1,600食 3 変更時期 令和8年4月 4 購入内容 茶碗、食器カゴ、食器カゴ用名札、しゃもじ 5 今後の予定 令和9年度以降も順次変更する

<個人別方式（アルミパック米飯）>



<クラス別方式（飯缶）>



カメムシ被害対策支援事業

産業部農業振興課
電話:457-2331

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
農林水 産業費	産業経済	3,140	0	0	0	3,140

※生産振興活動支援事業

目的	市内の果樹園、水田に発生するカメムシによる農業被害を防ぎ、安定した食料生産を図る。
背景	・静岡県病虫害防除所から、令和7年3月には果樹、7月には水稻に対し病虫害発生予察注意報が発出された。 ・全国的なカメムシ発生予測に対し、国は水稻への防除に対し支援を実施した。 ・カメムシは本市の主要出荷作物であるみかんや柿、水稻等の生育を阻害している。
事業内容	カメムシ駆除に要する薬剤購入費等に対する費用の一部を補助する。 1 浜松市カメムシ被害対策支援事業費補助金 3,033 千円 (1) 対象作物：水稻又は果樹 (2) 対象者：令和6年確定申告等の販売金額50万円以上の市内居住農業者（個人・法人） (3) 対象圃場：カメムシに対する標準的な薬剤防除（2回）に加え、追加して薬剤防除を実施した圃場 (4) 対象面積：30a以上 (5) 対象経費：追加防除に対する薬剤購入費、追加防除を事業者に依頼する委託費 (6) 補助率：1/3以内 (7) 補助上限：1,000円/30a (8) 対象期間：令和7年8月7日から12月31日まで 2 事務費 107 千円（郵便料）

<参考>カメムシによる農業被害

陥没した かき



斑点米



出典元：静岡県病虫害防除所

危険鳥獣対策事業

産業部林業振興課
電話:457-2159

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
農林水 産業費	産業経済	1,000	0	0	0	1,000

※森林管理運営経費

目的	危険鳥獣による人の生命・身体への危害を防止する措置を講じ、住民の安全を確保する。													
背景	・近年、クマやイノシシなどの危険鳥獣が、人の生活圏へ相次いで侵入しており、人身被害が発生している。 ・令和7年9月から鳥獣保護管理法の改正により、一定の条件下において市街地等における緊急的な捕獲等が可能となった。													
事業内容	人の日常生活圏へ侵入する危険鳥獣の被害を防止するための体制を整備する。 1 捕獲者の確保等 猟友会会員のうち、危険鳥獣への対応が可能な捕獲者が使用する防護器具や賠償保険、捕獲者への報償及び捕獲用箱わな等の準備 2 実施体制等の確立 国が示すガイドラインに沿った市街地等における緊急的な捕獲等の実施手順（体制、連絡網、備品、安全確保、人員配置等）を定めた、本市マニュアルの整備により危険鳥獣の捕獲等を実施 3 関係組織との連携 市、西部猟友会、警察及び県と連携し、危険鳥獣出没への対応 4 事業費 1,000 千円 <table> <tr> <th></th><th>内容</th><th>金額（千円）</th></tr> <tr> <td>備品等</td><td>クマスプレー、プロテクター、クマ用箱わな</td><td>450</td></tr> <tr> <td>保険</td><td>緊急的な捕獲等に係る賠償保険</td><td>300</td></tr> <tr> <td>報償</td><td>捕獲者への報償（10 千円×5 人×5 回）</td><td>250</td></tr> </table>			内容	金額（千円）	備品等	クマスプレー、プロテクター、クマ用箱わな	450	保険	緊急的な捕獲等に係る賠償保険	300	報償	捕獲者への報償（10 千円×5 人×5 回）	250
	内容	金額（千円）												
備品等	クマスプレー、プロテクター、クマ用箱わな	450												
保険	緊急的な捕獲等に係る賠償保険	300												
報償	捕獲者への報償（10 千円×5 人×5 回）	250												

※危険鳥獣：ツキノワグマ、イノシシ等



天竜区内に出没したツキノワグマ（R3. 12 月）



広範囲に生息するイノシシ

税制改正対応事業（税務システム改修）	財務部市民税課 電話：457-2144
--------------------	------------------------

財務部市民税課
電話:457-2144

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治	62,181	0	0	0	62,181

※市民税等デジタル運営経費

※債務負担行為 事項：税務システム改修手数料 期間：令和8年度まで 限度額：42,680千円

目的	令和 7 年度税制改正に対応するため、税務システムの改修を実施し、適正・公平な賦課業務を実施する。						
背景	・ 令和 7 年度税制改正により、個人住民税の「給与所得控除の見直し」、「大学生年代の子等の特定親族特別控除の創設」、「扶養親族等に係る所得要件の引上げ」が行われた。 ・ 税制改正を踏まえた税額算出のため、システム改修を行う必要がある。						
事業内容	1 事業内容 令和 7 年度税制改正に対応するための税務システム改修 ※主な税制改正の内容 ・ 給与所得控除の見直し 最低保障額 55 万円⇒65 万円 ・ 大学生年代の子等の特定親族特別控除の創設 現行 103 万円までの子等の給与収入について 188 万円までを対象とする新たな特別控除を創設（160 万円からは控除額逦減） ・ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ 48 万円⇒58 万円 2 スケジュール <table border="0"> <tr> <td>令和 8 年 1 月</td><td>特定親族特別控除の新設に関する取込機能の実装</td></tr> <tr> <td>4 月</td><td>税額計算、帳票類の機能変更対応の実装</td></tr> <tr> <td>5 月</td><td>当初賦課決定データを他業務と連携</td></tr> </table>	令和 8 年 1 月	特定親族特別控除の新設に関する取込機能の実装	4 月	税額計算、帳票類の機能変更対応の実装	5 月	当初賦課決定データを他業務と連携
令和 8 年 1 月	特定親族特別控除の新設に関する取込機能の実装						
4 月	税額計算、帳票類の機能変更対応の実装						
5 月	当初賦課決定データを他業務と連携						
<税制改正に伴う他の主なシステムの対応> ・ 国民健康保険システム 事項：国民健康保険システム改修手数料 期間：令和 8 年度まで 債務負担行為限度額：22,000 千円 ・ 後期高齢者医療システム 事項：後期高齢者医療システム改修手数料 期間：令和 8 年度まで 債務負担行為限度額：15,400 千円							

行政情報系ネットワーク機器等賃貸借事業

企画調整部情報システム課
電話:457-2723

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治	2,309,970	0	0	0	2,309,970

※事項：行政情報系ネットワーク機器等リース料 期間：令和14年度まで

目的	ネットワーク機器（L3・L2スイッチ、管理サーバ等）の更新等により、セキュリティを十分に確保するとともに、利便性の向上による、住民サービスの向上と業務の効率化を図る。
背景	- 令和6年度から7年度にかけて、次期行政情報系ネットワーク環境構築のために必要な機器を選定した。 - 令和8年度末の現行機器リース満了に備え、移行期間を考慮し、令和9年1月までに新ネットワークの導入を行う必要がある。
事業内容	1 主な実施内容 (1) コア系ネットワークの無線化 無線LAN環境の構築を行うことで、会議室等でのネットワーク利用が可能になるほか、組織改正等に伴うレイアウト変更工事の削減を見込む。 (2) コア系ネットワーク接続端末のインターネット利用 コア系ネットワーク接続端末から、安全にWEB会議、WEB閲覧を可能とし、業務効率の向上のほか、WEB会議用のタブレット等の削減を見込む。 2 事業費 2,309,970 千円 - 令和8年度 320,829 千円 (10 か月) - 令和9～13各年度 384,995 千円 (12 か月) - 令和14年度 64,166 千円 (2 か月)

<ネットワーク更新後のイメージ>



- ・個人端末でのWEB会議やWEB閲覧が可能となる
- ・会議室での庁内ネットワーク利用が可能となる
- ・レイアウト変更の簡略化

浜松アリーナ指定管理運営費

市民部スポーツ振興課
電話:457-2421

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	文化・スポーツ	166,352	0	0	0	166,352

※債務負担行為（設定）事項：浜松アリーナ指定管理運営費 期間：令和8年度まで

※債務負担行為（廃止）事項：浜松アリーナリニューアル整備事業費及び施設維持管理運営費

期間：令和7年度から令和25年度まで 限度額：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業の実施に要する経費

目的	体育及びスポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため、浜松アリーナを指定管理により管理運営する。
背景	PFI事業による浜松アリーナのリニューアルを想定していたため、現指定管理期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日までで設定しており、指定管理の更新時期を迎えている。
事業内容	1 現指定管理者 指定管理者：公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ 代表者 公益財団法人浜松市スポーツ協会 構成員 東海ビル管理株式会社、株式会社ステージ・ループ 期 間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間） 指定管理料：157,044千円 2 次期指定管理期間等 期 間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間） 限度額：166,352千円 その他：今後の整備計画やスケジュールが決定するまでの間、現指定管理者を単年度で指定する 3 その他 令和7年4月に入札公告を行ったPFI事業による浜松アリーナリニューアル整備事業について、参加意向を表明した事業者が無く、入札が不調となったことに伴い整備計画を変更するため、同整備事業の債務負担行為を廃止する。

<浜松アリーナ>



浜松球場空調設備等改修事業

市民部スポーツ振興課
電話:457-2421

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	文化・スポーツ	135,439	0	101,500	0	33,939

※事項：浜松球場空調設備等改修工事費 期間：令和8年度まで

目的	浜松球場の放送設備及び空調設備の改修工事を実施し、円滑に大会を運営できる体制を整備するとともに、施設利用者の安全を確保する。
背景	・浜松球場の放送設備及び空調設備は、設置から22年以上が経過しており、経年劣化により不具合が発生している。 ・放送設備は、放送内容が聞き取りづらい状態となっている。
事業内容	1 空調設備改修工事 91,509千円 事業内容 既設エアコン18台及び配管の更新 スケジュール 配管更新が不要な箇所：令和8年4月～6月 配管更新が必要な箇所：令和8年4月～10月 2 放送設備改修工事 43,930千円 事業内容 既設スピーカー29台及びアンプの撤去・更新 スケジュール 令和8年4月～9月

<浜松球場>



全景



音響操作室

浜北総合体育館空調設備等改修事業

市民部スポーツ振興課
 電話:457-2421

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	文化・スポーツ	93,759	0	70,200	0	23,559

※事項：浜北総合体育館空調設備等改修工事費 期間：令和８年度まで

目的	浜北総合体育館のアリーナ床及び空調設備の改修工事を計画的に実施することにより、利用者の安全を確保し、施設休館期間の最小化を図る。
背景	・アリーナでは令和７年７月から令和８年５月まで吊り天井落下防止対策工事を行っており、施設利用を休止している。 ・アリーナ床の老朽化が進んでいるほか、空調設備については、令和６年度及び令和７年７月の不具合の発生により施設の一部を休止するなど、施設運営に支障が出ている。
事業内容	1 空調設備改修工事 73,259 千円 事業内容 既設エアコン 37 台の撤去処分及び更新 スケジュール 令和８年４月～６月 2 床改修工事 20,500 千円 事業内容 既設研磨、一部床材貼替え、ウレタン塗装 2,850 ㎡程度 等 スケジュール サブアリーナ：令和８年３～４月 メインアリーナ：令和８年６～７月 3 施設休館期間 サブアリーナ：令和７年７月～令和８年４月 メインアリーナ：令和７年７月～令和８年７月

<浜北総合体育館>



空調室外機



メインアリーナ床

美術館展覧会開催事業

市民部美術館
電話:454-6801

(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	文化・スポーツ	68,703	0	0	54,703	14,000

※事項:美術館特別展開催事業費 期間:令和8年度まで 限度額:22,937千円

事項:美術館企画展開催事業費 期間:令和8年度まで 限度額:45,766千円

※財源(その他)美術館特別展等事業収入

目的	市民に優れた美術作品及び館蔵品の鑑賞機会を提供し、市民の芸術文化の向上を図るとともに、「創造都市・浜松」の実現に寄与する。
背景	・令和8年度は特別展1回、企画展2回の開催を予定している。 ・特別展、企画展を合わせた観覧者数は令和5年度70,455人、令和6年度30,526人となっており、令和8年度は57,450人を見込む。
事業内容	1 特別展「足立美術館名品展」 22,937千円 横山大観をはじめとする明治期から昭和期に至る日本画の名手達の作品を紹介 ・開催期間 令和8年4月4日～令和8年5月17日(38日間) ・観覧料 一般1,800円、大・高校生等・70歳以上1,000円、中学生以下無料 ・主催者 浜松市、Daiichi-TV ・観覧者数 24,700人(見込) 2 企画展 (1)「いま、私は現代アートと出会う」 16,957千円 草間彌生や奈良美智、バンクシー等国内外の現代作家の多様な表現を紹介 ・開催期間 令和8年6月20日～令和8年8月30日(66日間) ・観覧料 一般1,600円、大・高校生等・70歳以上800円、中学生以下無料 ・主催者 浜松市、中日新聞東海本社、テレビ静岡 ・観覧者数 18,750人(見込) (2)「みほとけのキセキⅢ」 28,809千円 遠州と東三河地域の国指定重要文化財や県指定文化財の作品に加え、調査研究により近年新たに発見・再評価された作品を取り上げ、その特徴を紹介 ・開催期間 令和8年10月10日～令和8年12月6日(51日間) ・観覧料 一般1,800円、大・高校生等・70歳以上1,000円、中学生以下無料 ・主催者 浜松市、中日新聞東海本社、テレビ静岡 ・観覧者数 14,000人(見込)

横山大観<乾坤輝く>足立美術館蔵



奈良美智
<Dog from Your
Childhood
(Nara S-2000-005)>
個人蔵



<持国天立像>普門寺蔵

不登校デジタル支援事業

学校教育部教育支援課
電話:457-2428

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	こども・教育	6,954	0	0	0	6,954

※事項：不登校デジタル支援運営業務委託費 期間：令和8年度まで

目的	自宅にとどまる児童生徒の孤立を防ぐため、社会的自立に向けて支援する。
背景	・令和6年度末において、欠席90日以上の子童生徒1,370人のうち、学校以外の専門機関とつながっておらず、自宅にとどまる児童生徒は514人であった。 ・令和6年9月に「お家de交流 まなびの窓」のホームページを開設し、12月から自宅にとどまる児童生徒と校外まなびの教室とのオンライン交流会を開始した。
事業内容	自宅にとどまる児童生徒の孤立を防ぐため、デジタルを活用して校外まなびの教室に通う児童生徒と交流する。 1 専用ホームページ「お家de交流 まなびの窓」の運営 2 (拡充) オンライン支援 ・複数の校外まなびの教室での交流会に自宅にとどまる児童生徒が参加 ・交流会の回数を増加 ・新たに、アクセスした児童生徒を誘導し、つながりを作る人材を配置 3 オンデマンド支援 校外まなびの教室へ通う児童生徒が制作した動画を自宅にとどまる児童生徒が視聴

<ホームページ「お家de交流 まなびの窓」>



佐久間病院・病院情報システム更新事業

健康福祉部佐久間病院
電話:965-0054

(単位：千円)

会計	基本計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳		
			国・県	市債	その他
病院 事業	健康・福祉	206,022	0	193,300	12,722

※事項：佐久間病院病院情報システム更新事業費 期間：令和12年度まで

目的	佐久間病院で使用している電子カルテシステムのサービス終了に伴い、新たな電子カルテシステムを導入する。
背景	佐久間病院で使用している電子カルテシステムが令和8年12月に賃借終了となり、システムの更新ができないことから、新たな電子カルテシステムを導入することとなった。
事業内容	- 事業内容 電子カルテシステムの更新及び関連システムの更新 (電子カルテ、医事会計、診察予約・受付・待合表示、検査健診、処方チェック、調剤支援、給食、病歴、画像保管など) - 事業費 206,022千円(債務) - 電子カルテシステム構築業務 193,372千円 期間：令和7年度～令和8年度 - 画像保管システム賃借 12,650千円 期間：令和7年度～令和12年度 - 運用開始 令和9年1月

電子カルテシステムイメージ

